

## 高齢者運転免許証 自主返納助成金

運転免許証を自主返納し「運転経歴証明書」の交付を受けた人へ、交付手数料相当額千円を助成します。支援は1人につき1回限りです。

**対象者** 次の要件を全て満たす人  
 ・全ての運転免許証を自主返納した人  
 ・運転経歴証明書記載の交付日が令和4年4月1日以降であること。  
 ・助成金申請日において別府市の住民基本台帳に登録があり、かつ70歳以上であること。

随時受け付けます。  
**申請手続** 郵送または市役所3階生活環境課までお越しください。

**郵送先** 〒874の8511  
 上野口町1番15号  
 別府市役所生活環境課宛  
 ※申請書と送付用封筒(切手不要)は、別府警察署、

南部・亀川出張所、中央公民館、地区公民館(中部・西部・南部・北部・朝日大平山)でも配布しています。

**持ち物** ①高齢者運転免許証自主返納助成金申請書(対象者ご本人の押印が必要)、②運転経歴証明書の写し、③振込先指定口座の通帳の写し(口座番号、カナ名義の記載があるページ。対象

者本人名義に限ります)  
**申** 生活環境課  
 ☎(21)1134

## 年金生活者支援 給付金制度

年金生活者支援給付金は、公的年金などの収入やその他の所得額が一定基準以下の年金受給者の生活を支援するため、年金に上乘せし

て支給されるものです。受け取りには請求書の提出が必要です。ご案内や事務手続は、日本年金機構(年金事務所)が実施します。  
**対象** 老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金を受給している人

※その他要件があります。詳細については下記へお

問い合わせください。  
**問** 給付金専用ダイヤル  
 ☎0570(05)4092

## 在宅高齢者の介護 者に見舞金支給

左記の基準日において、別府市に1年以上住所を有する満70歳以上の在宅高齢者(要介護4または5に認定された該当者)と1年以上継続して同居し、現在も居宅で介護している人に見舞金を支給します。

**基準日** 令和4年10月1日(土)  
**見舞金額** 年額3万円  
**受付期間** 10月3日(月)～31日(月)

※土・日曜日、祝日を除く。※各出張所でも申請を受け付けます。支給決定は、その他条件があります。詳細は左記へ。

**申** 高齢者福祉課  
 ☎(21)1442

手続の方法は、左記へお問い合わせいただくか、市ホームページでご確認ください。  
**問** 温泉課 ☎(21)1129

## 国民健康保険・ 後期高齢者医療 制度夜間窓口

「日中、仕事などで納付や手続に行けない」などでお困りの人のために夜間窓口を開設します。

保険税・保険料の納付や納付相談、加入や脱退の手続にご利用ください。電話での相談も受け付けます。  
**日時** 10月11日(火)、27日(木) 17時30分～20時

**問** 保険年金課  
 ☎(21)1148

## 消費生活相談

消費生活に関するトラブルなどの相談を受けています。  
**日時** 毎週月～金曜日 9時～16時30分  
 ※祝日は除く。

**相談員** 消費生活専門相談員  
**場所** 別府市消費生活センター(市役所4階産業政策課内) ☎(21)1881

## 10月は里親月間です 里親になりませんか

里親とは様々な事情により家庭での生活を送ることができない子どもを家族の一員として迎え、あたたかい雰囲気の中で、豊かな愛情を持って心身ともに健やかに育ててくださる人のことです。養育をお願いする期間は数日間から数年間まで様々です。

里親になるには、子どもに対する豊かな愛情を持っていれば、特別な資格は必要ありません。関心のある人はぜひ説明会にお越しください。

### 養育里親募集説明会

**日時** 10月30日(日) 14時～16時  
**場所** 別府市役所5階 大会議室  
 ※下記へお申し込みください。

**申** NPO法人 chields(チーズ)  
 ☎097-585-5400

※子どもと将来的に養子縁組を行う「養子縁組里親」を希望される人は、大分県中央児童相談所(☎097-544-2016)までお問い合わせください。

## 北浜温泉未使用回数券を返金します

北浜温泉(テルマス)の未使用回数券の返金は、温泉課で受付しています。

募集 別府市職員(消防士)					
区分	Ⅲ種	試験職種	消防士	採用人数	1人
受験資格	【平成13年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた人で、次の条件を満たす人】 ・日本国籍を有すること ・採用後、別府市に居住できること ・聴覚、言語その他身体に職務遂行上の支障がないこと ・普通自動車免許を取得済または令和5年3月31日までに取得見込であること				
受付期間	9月26日(月)～10月11日(火) ※原則、電子申請で受験申込み。				
試験日	11月19日(土)・20日(日)【第1次】				
試験案内配布	市役所1階受付・2階職員課、各出張所、消防本部3階庶務課 ※市ホームページからもダウンロード可				
注意事項	採用人数は変更になる場合あり。詳細は、必ず試験案内で確認を。				
申込・問合せ先	職員課	☎21-1115			

## 10月1日は土地の日 10月は土地月間です

土地は限られた貴重な資源です

一定面積以上の土地取引を行った場合は、契約締結日を含めて2週間以内に国土利用計画法に基づく届出が必要です。

### 届出が必要な土地の面積

- ・市街化区域内  
2千㎡以上
- ・市街化調整区域内  
5千㎡以上
- ・都市計画区域外  
1万㎡以上

届出者 土地の権利取得者  
(売買であれば買主)  
届出が必要な土地取引

売買、交換、営業譲渡、共有持分の譲渡など(これらの取引の予約の場合も事後届出が必要です)  
届出書類 土地売買等届出書、契約書の写し、位置図、付近案内図、字図など

申請 都市計画課

☎(21)1471

## 10月4日は都市景観の日です

一人一人の心がけが美しいまちなみをつくります。この機会に「美しいまち」「住みたいまち」とはどのようなものか考えてみませんか。  
◎建物を建築する際には、周囲のまちなみや連続性

に調和した配置や形状、色彩にしましょう。

◎道路に面する場所は、できるだけ植栽や自然の素材を用い、まちに潤いを与えましょう。

◎風致地区内、地区計画区域内、重点景観計画区域内(鉄輪・明礬)で建築などを行う際は、許可または届出が必要です。右記の区域以外でも一定規模以上の建築、土地の形質の変更などを行う際にも事前協議のうえ、景観の届出をしてください。  
既存の建物の外観を更なる修繕や模様替え、色彩の変更を行う際にも届出が必要です。

申請 都市計画課

☎(21)1471

## 大分県の水産流通適正化について

アワビ、ナマコの採捕事業者及び取扱事業者は届出をアワビとナマコの密漁品の流通を防ぐため、「特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律」により、採捕事業者(漁業

者・漁協)及び取扱事業者(加工・流通・輸出入などを行う人)は県または水産庁への届出が必要です。

届出をせずに譲渡などを行った場合には、罰則が適用されることがあります。

法律が施行される12月1日(木)までに電子申請(eMAFF)により届出を行ってください。

大分県漁業管理課  
☎097(506)3915



## 有害鳥獣被害でお困りの人へ

イノシシ、シカ、サルの防護柵を補助します

農林業を営む人が農作物を守るために、令和5年度中に設置する防護柵の費用に対して補助金を交付します。

補助対象 ①イノシシ・シ

カ用金属メッシュ柵(延長50m以上)、②イノシシ・シカ用電気柵(延長200m以上)、③シカ用ネット柵(延長100m以上)、④サル防護ネット

補助金額

資材費用の3分の2以内

受付期間

10月3日(月)～31日(月)

(申込多数の場合抽選) 放置された果樹を伐採します

サルが集まる原因となっている放置された果樹を無償で伐採します。なお、伐採にあたっては、果樹の所有者の同意などが必要です。

申請 農林水産課

☎(21)1133

## 空き家バンク制度

空き家バンク制度は市内の空き家の情報を発信し、別府市への移住や定住を希望する人を応援する取組です。別府市に空き家を所有している人で、売却または賃貸を希望している人は、空き家バンクを活用しませんか。

No.	物件写真	条件
No.123		別府市上人仲町 築年数 34DK 延床積 95.35㎡ 構造 平屋瓦葺
No.133		別府市大井 築年数 30DK 延床積 62.32㎡ 構造 平屋瓦葺

市ホームページで、登録された物件情報を閲覧できます。

産業政策課

☎(21)1114

## 別府市高等学校・大学奨学生募金

経済的な理由により、学資の支払いが困難な学生に別府市から奨学金を贈与または貸与します。

申込期間 10月20日(木)～12月9日(金)

### 高等学校奨学生(学資贈与)

対象 令和5年4月に高等学校または高等専門学校進学を予定する人  
金額 月額6千500円  
または7千円

申込先 在学している中学校

### 大学奨学生(学資貸与)

対象 令和5年4月に大学(短期大学を含む)進学を予定する人  
金額 月額4万円

※大学奨学金についての詳細は左記まで。

☎ 学校教育課 (21)1574

## 祝日のごみ収集

10月10日(月)例は、対象地区のごみの収集を行います。8時30分までに決められた場所にお出しください。収集日はごみカレンダーにも掲載していますので、ご確認のうえお出しください。

※もやさないごみ・缶、びん、ペットボトルの収集は行いません。

生活環境課清掃事務所

☎ (66)5353

## 税務署からのお知らせ

◎税務署納税窓口の受付時間短縮の取組について

10月3日(月)から、熊本国税局管内の全ての税務署で、税務署窓口での納税は9時から16時までの手続にご協力をお願いします。

※インターネットを利用した電子納税手続については、国税庁ホームページをご覧ください。

◎インボイス制度に関する質問は「ふたば」へ

インボイス制度に関する質問は、国税庁ホームページ「税務相談チャットボットの「税務職員ふたば」にご相談ください。

質問内容をメニューから選択するか、文字を入力すると、人工知能(AI)が

自動でお答えします。 ※土日・夜間でも利用できます。詳細は、国税庁ホームページ「チャットボット(ふたば)」に質問する」をご覧ください。

別府税務署

☎ (23)2111

HP <https://www.nta.go.jp>

HP <https://www.nta.go.jp>

## 浄化槽をお使いの皆さんへ 浄化槽の法定検査を受検しましょう

浄化槽は定期的な保守点検と清掃のほか、浄化槽の機能がきちんと確保されているかを確認する法定検査を年1回受検する義務があります。きれいな川を守るためにも法定検査を受検しましょう。なお、検査には手数料がかかります。

☎ 東部保健所衛生課生活衛生・環境班 (67)2513

生活環境課別府市リバーサイドオアシス春木苑 (66)1831

大分県環境管理協会 (9)097(567)1855

指定ごみ袋の形状が変わります

ロール型ごみ袋の製造工場、近年の世界情勢などの影響により人手不足と原材料不足が続き、ごみ袋の製造が困難になりました。よって、工場変更に伴いごみ袋の形状が右記の平置き型ごみ袋に変わります。

※価格、枚数、大きさなどに変更はありません。ロール型ごみ袋もこれまで通り使用できます。在庫が無くなり次第、平置き型ごみ袋の流通を開始します。

※外装と本体に触って分かる識別表示を入れています。[もやすごみ：表示なし/もやさないごみ：外装(穴1つ)本体(線2本)/資源ごみ：外装(穴2つ)本体(◎のライン)]

☎ 生活環境課 (21)21-1134



## 子ども医療費受給資格者証の申請

令和4年10月診療分から別府市在住の市町村民税課税世帯小・中学生の通院に係る医療費(保険診療分)が新たに子ども医療助成の対象となります。

区分	課税世帯小・中学生	
	改正前	改正後
助成対象	入院 無料	入院/無料・通院/1医療機関ごと1回500円まで(負担上限/月4回まで、5回目以降は無料、月最大2,000円)

※市町村民税非課税世帯の小・中学生は通院、入院とも無料です。また、令和4年10月診療分から助成を受けるためには申請が必要です。

※市町村民税課税世帯、非課税世帯の小・中学生に申請書をお送りしています。申請書に必要事項をご記入のうえ、対象児童の健康保険証の写しを添付し返信用封筒で申請書を返送してください。(生活保護受給者、ひとり親家庭等医療助成受給者は対象外です)

☎ 子育て支援課 (21)21-1427

## 公共下水道への接続のお願い

海や川を守り快適な生活環境を確保するため、公共下水道の整備が完成した区域の皆さんには、公共下水道への接続をお願いします。

公共下水道の供用開始後は下水道法により、くみ取り便所は3年以内に、し尿浄化槽などについても遅滞なく公共下水道に接続することになっていきます。公共下水道が整備されたら、できるだけ早い接続をお願いします。

### 水洗便所改造資金貸付制度

下水道処理区域内のご家庭で、くみ取り便所を水洗トイレに改造したり、浄化槽を廃止して公共下水道に接続する工事をする場合、制度を利用できます。次の条件を全て満たしている個人が対象となります。

### 対象者の条件

- ① 建物の所有者または使用者
- ② 別府市内に住所を有し、自己資金のみでは工事の費用を一時に負担することが困難な人
- ③ 下水道受益者負担金、下水道使用料、市税などを完納している人

④ 貸付金の償還が確実と認められ、連帯保証人を立てることができる人

貸付金額 42万円以内

貸付金の償還 貸付した月の翌月から60か月以内

貸付利率 無利子

償還方法 毎月7千円の元金均等償還

提出方法 指定工事店を通じて工事完成検査前に提出

※貸付金の予算には限りがありますので、利用を検討される際はお問い合わせください。

### 公共下水道をお使いの皆さんへ 井戸水や温泉の排水は届出を

公共下水道の使用料は、水道メーターの検針水量に基づき請求を行っています。井戸水や温泉を公共下水道に排水する場合も使用料の対象となります。井戸水や温泉の使用を開始・変更・中止した場合は、使用料の請求額が変わりますので必ず届出をお願いします。

☎ 上下水道局下水道課

(21) 1486

## 債務者相談会 (要申込)

弁護士による30分程度の相談です。借金問題で困りの方はご相談ください。

日時 10月13日(木)

13時30分～16時30分

場所 市役所4階

4F-2会議室

申込方法 事前に電話で左記へ。

定員 6人(先着順)

☎ 産業政策課

(21) 1881

## 普通救命講習

日時 10月9日(日)

9時～12時

場所 消防本部4階

第一会議室

※エレベーターはありません。

内容 心肺蘇生法、AED

取扱い要領、止血法など

定員 30人(先着順)

※電話で左記へ申込み。

※市民及び市内に通勤通学の人を対象とします。

※受講の際は、感染症対策にご協力ください。

☎ 消防本部警防課

(25) 1124

## 火山避難計画住民説明会 (10月の日程)

鶴見岳・伽藍岳火山避難計画の改正を受け、8月～10月の間に住民説明会を行います。

日時・場所 下記の日程参照 各説明会19時～(1時間程度)

内容 鶴見岳・伽藍岳火山避難計画の概要説明

対象地区	対象町内	開催日	開催場所
青山地区	中央町、西野口町、田の湯町、上田の湯町、青山町、上原町、山の手町	4日(火)	市役所 レセプションホール
石垣地区	南須賀、石垣西4～10丁目	6日(木)	中部地区公民館 会議室
上人地区	亀川四の湯町2区、上人西、上平田町、大観山町	11日(火)	上人小学校 体育館
鶴見地区	扇山、鶴見、荘園	19日(水)	鶴見小学校 体育館
南立石地区	堀田、南立石1・2区、南立石生目町、南立石板地町、南立石本町、南立石八幡町、南荘園町、鶴見園町、観海寺	26日(水) 28日(金)	西部地区公民館 体育館

☎ 防災危機管理課 21-2255

## 別府市公式観光情報 Web サイトリニューアル

### 掲載希望施設・店舗申込開始

令和5年2月、別府市公式観光情報 Web サイトのリニューアルを予定しています。本 Web サイト及び別府市公式観光 SNS アカウントへの掲載を希望される各観光事業者の皆様を募集します。【随時受付】こちらから申込み▶



☎ 別府市公式観光情報 Web サイト 編集部(観光課) 21-1128

# 木造住宅の耐震化補助制度

募集期限 12月23日(金)

※先着順(予算限度に達し次第終了)

## ◎耐震診断

対象 昭和56年5月31日以前に着工された二階建て以下の木造一戸建住宅  
所有者負担 原則5千500円  
※住宅の規模や条件により追加費用がかかる場合があります。

## ◎耐震改修工事

対象 耐震診断と同様の住宅(右記)で、耐震診断の結果、評点が1.0未満のもの  
補助金額 要した費用の3分の2(上限80万円)

※ただし次のいずれかに該当する場合、上限100万円  
・床面積の合計が180㎡以上  
・昭和34年12月31日までに建築されたもの  
・精密診断で各階の上部構造評点が0.4未満  
・所有者等が65歳以上で前年の世帯全員の所得総額が350万円未満

## ◎部分耐震改修工事(耐震シエーター)

対象 耐震診断と同様の住

宅(上記)で、耐震診断の結果、1階の評点が0.7未満のもの

補助金額 要した費用の3分の2(上限30万円)

申請 都市計画課

☎(21)1487

## ■耐震アドバイザー派遣

建築士が自宅に訪問し、簡単な診断を行い、相談に応じます。(無料)

申請 大分県建築士事務所協会

☎097(537)7600

## 危険ブロック塀等除却費用の補助

補助対象 コンクリートブロック造、石造、れんが造、その他組積造による塀

補助要件 次の①~④の全てに該当し、市が危険であると確認したブロック塀など

- ①道路に面するもの
- ②高さが1m以上のもの
- ③ひび割れまたは傾きが認められるもの
- ④建築基準法第44条第1項(道路内の建築制限)の規定に違反していないもの

※右記のほか、公道に倒壊するおそれがあるなど、状況により対象となる

場合があります。

※隣家との境界や敷地内の通路に面しているものは対象外

補助対象者 別府市内にブロック塀などを所有または管理する人でブロック塀などの除却を行う人

※ただし、次のいずれかに該当する場合は除却。  
・国、地方公共団体またはこれらに準ずる団体

・補助申請を行う土地で、この補助金の交付を受けたことがある人

※この補助金によるブロック塀などの除却は、一画の土地につき一度のみです。

交付決定前に業者との契約や除却工事を行った人の除却費用の2分の1以内(上限7万円※千円未満切り捨て)

補助金額 ブロック塀などの除却費用の2分の1以内(上限7万円※千円未満切り捨て)

申請期限

令和5年1月31日(火)まで  
※令和5年2月28日(火)までに完了報告ができるものに限りです。

申請期限

※先着順(予算に達し次第終了)  
申請 都市計画課

☎(21)2570

## マイナンバーカード申請、マイナポイント申込み、健康保険証利用申込み、公金受取口座登録のサポート

市役所1階に申請サポート窓口を常設しています。  
平日 9時~17時

### 【時間外窓口】

夜間 19時まで 10月6日(木)、21日(金)  
休日 9時~12時まで 10月15日(土)

10月22日(土)・23日(日)開催予定の大分県農林水産祭「おわたみのりフェスタ」にもブース出展予定!

### 【手続きに必要な持ち物】

#### ◎マイナンバーカードの申請

写真撮影無料!

- ・QRコード付き交付申請書または通知カード
- ・本人確認書類(運転免許証、健康保険証など)

マイナンバーカード未取得の人に、7月下旬から9月にかけて、「QRコード付き交付申請書」が再送付されています。

(詳細は、市報7月号を参照)

#### ◎マイナポイントの申込み

マイナンバーカード/カード取得時に設定した4桁のパスワード/キャッシュレス決済(電子マネーや〇〇Pay、クレジットなど)で使用するカードや、アプリが入ったスマートフォン/(公金受取口座の登録をする場合)ご本人名義の通帳など、口座情報がわかるもの(金融機関名、支店名、口座種類、口座番号が必要です)

※健康保険証の利用申込みする際は、健康保険証は不要です。

ポイントは9月末までにマイナンバーカードを申請した人が対象ですが、健康保険証の利用申込みや公金受取口座の登録はどなたでもできます。

12月末までにマイナンバーカードを申請した人は、最大2万円分のマイナポイントがもらえます!  
(カード受取り後、ポイントの申込みは令和5年2月末まで)

### 【出張窓口(10月)】

出張所・公民館	5日(水) 9時~16時	南部出張所
	12日(水)	北部コミュニティーセンターあすなろ館
	26日(水)	朝日大平山地区公民館(朝日出張所)
	14日(金)	17日(月)、18日(火)の3日間
郵便局	9時~16時	亀川郵便局、朝日郵便局、扇山郵便局
商業施設	1日(土)、8日(土)、9日(日)、29日(土)、30日(日)	ゆめタウン別府2階
	10時~18時	10日(月・祝) マックスバリュ別府店
		15日(土)、22日(土) トキハ別府店2階



最新情報

申請サポート 情報政策課(申請支援コーナー) ☎75-8521(平日9時~17時)

マイナンバー制度全般 マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120-95-0178(平日9時30分~20時、土日祝9時30分~17時30分)

# 人権啓発センター の各種講座

場所 人権啓発センター  
(石垣東10丁目)

## ◆じんけんふれあい教室

日時 10月11日(火)  
10時～12時

内容 筆あそび

講師 筆文字工房「笑音」

代表 板井佐奈枝さん

持ち物 筆ペン(中字・顔料  
インク)または習字セット

定員 先着10人 費用 300円

## ◆人権ミニ講座

日時 10月20日(木)  
10時～11時30分

テーマ 部落差別問題

演題 部落差別の解消につ  
いて考える～いのち・つ  
ながる・つなぐ～

講師 臼杵市社会教育課

部落差別解消推進・  
社会人権教育指導員

柳井信一さん

## ◆市民人権講座

日時 10月26日(水)  
10時～12時

テーマ 部落差別問題

演題 今を生きる私たち  
～なぜありえないものが、  
ありつづけるのか?～

(後編)

講師 大分県人権教育・啓  
発推進協議会人権問題研  
修講師 大分大学経済学  
部非常勤講師 溝部学園  
短期大学非常勤講師  
一法師英昭さん

※各講座に参加希望の人は、  
事前に左記へご連絡を。

申請 共生社会実現・  
部落差別解消推進課

☎(21)1291  
人権啓発センター

☎(23)6163

## 子どもに関する 弁護士専門相談

一人で悩みを抱えずに、  
ぜひご相談ください。

日時 10月28日(金)  
16時～18時

場所 光の園子どもセンタ  
ーパーネム内(荘園)

内容 子どもや子育て環境  
に関する悩みを、法律や  
人権の観点から弁護士に  
相談できます。

※事前に電話で左記へ予約  
が必要です。

※無料。1人30分程度。

申請 別府市子ども家庭  
総合支援拠点(光の園)

☎080(3371)0874

わたしたちのねがい

## 特定の民族や国籍の人々への 誹謗中傷は人権侵害です

別府市には、留学生を含め多くの外国人が生活して  
います。別府市を訪れる外国人の数が今より増えるこ  
とで、自分と異なる国や地域の出身者と接する機会も  
一段と増えてくると思われます。

また、別府市では、軍事侵攻によるウクライナから  
の避難民を受け入れており、生活支援など、できる限  
りの協力を行っているところです。

このような状況を踏まえて、「特定の民族や国籍の  
人々を誹謗・中傷することは人権侵害である」と呼び  
かけます。

軍事侵攻への抗議と、人権を侵害する差別や偏見は  
全く違います。

別府市は、様々な国籍、宗教、民族性、習慣などを  
持つ人たちが住む町です。そして、様々な人たちが持  
つそれらの背景は尊重されるべきものであり、決して  
誹謗・中傷の対象ではありません。

言葉・宗教・習慣が自分と違うからといって差別や  
偏見を抱くのではなく、相手の文化や多様性を認め、  
同じ人として尊重する心があふれる別府市にしてい  
きましょう。

### 10月の無料人権相談

日時 12日(水) 10時～12時、13時～15時

場所 市役所4階 4F-1会議室

お気軽にご相談ください。(予約優先)

☎ 共生社会実現・部落差別解消推進課

☎21-1291

## 宝くじの助成金で 整備しました

コミュニティ  
助成金

(一財)自治総合センターでは、宝くじの社会  
貢献広報事業として、宝くじの受託事業収入を  
財源とし、自治意識の向上を  
図るためのコミュニティ助成  
事業を行っています。



### 中須賀本町自治会 コミュニティ活動備品の整備

中須賀本町自治会では、  
コミュニティ助成金を活  
用して、エアコンやワイ  
ヤレスアンプ、アルミテ  
ント、発電機などを整備  
しました。イベントだけ  
でなく防災訓練にも活用  
できる備品を整備することにより、幅広い世代  
が参加できる自治会活動を充実させることがで  
き、住民相互の親睦を図りながら「住んで良かつ  
た」と思えるまちづくりを目指します。



☎ 自治連携課 ☎21-1125

## 身近な人権講座

日時 10月27日(木) 14時～16時  
場所 西部地区公民館

テーマ 部落差別問題

演題 「部落差別」を正しく知り部落差別をなくしていくために  
講師 大分県人権問題講師  
団講師 NPO法人アンリッシュ 織田勝さん

◎ 共生社会実現・部落差別解消推進課  
☎(21)1291

内容 農業委員会  
農地、農業に関する相談など

相談員 農業委員、農地利

※要予約。10月12日(水)まで

◎ 農業委員会事務局  
☎(21)1178

## 人権相談(要予約)

部落差別問題をはじめとした人権問題に関する各種相談を電話や面接でお受けします。

日時 月～金曜日9時～16時

受付15時30分まで

※祝日、年末年始は除く。

場所・◎ 人権啓発センター1(石垣東10丁目)

☎(23)6163

## 農地農業相談

日時 10月20日(木)

13時30分～15時30分

場所 市役所4階

## 別府市アール・ブリュットの芽ばえ展(作品募集)

障がいのある人が芸術文化の創造において自己の特性や個性を見出し、作品展示により社会参加を促進することを目的とした本展示会に出品する作品を募集します。

応募要件 障がいのある人で別府市に関係のある人

対象作品 絵画・工芸・造形・写真・書・陶芸・川柳・俳句・詩・動画など

募集期間 10月3日(月)～21日(金)

開催期間 12月1日(木)～9日(金)

最終日は15時まで

場所 トキハ別府店

申込方法 障害福祉課窓口

または市ホームページに

ある申込書で郵送・メール・FAXのいずれかの方法で左記へ申込み。

◎ 別府市アール・ブリュットの芽ばえ展実行委員会事務局

☎・FAX(85)7100

☐:info@yh2.or.jp

国史跡鬼ノ岩屋・実相寺古墳群展

古墳時代後期～終末期にかけての大分県最大の古墳群である鬼ノ岩屋・実相寺古墳群の魅力について紹介します。

## 国史跡鬼ノ岩屋・実相寺古墳群展

期間 10月12日(水)～11月11日(金) 平日9時～16時  
土曜日9時～12時  
※日曜祝日休み  
場所 別府大学 佐藤義詮記念館ギャラリーホール  
内容 古墳群出土遺物の展示、装飾壁画の紹介  
入館料 無料  
◎ 社会教育課 ☎(21)1587

## 別府市市民後見セミナー2022

身寄りなき時代を考えるシリーズ2～ACPと人生

の最終段階における医療・ケアについて  
日時 10月29日(土) 13時～15時40分  
場所 別府市社会福祉会館  
内容(講師) ①救急搬送の実態について(消防本部職員)・②ACPと人生の最終段階における医療・ケアについて(医療法人優心会ハートクリニック院長 小野隆宏さん)  
定員 先着100人(要申込み)  
参加費 無料  
◎ 別府市成年後見支援センター ☎(73)6070

## ひと・まち協議会 VOL.2



南部地区は、市の中心として発展した歴史あるまちです。協議会では、南部レトロ地図を松原公園に設置して、昭和の街並みを紹介しています。また、移住者と地域をつなぐ共同温泉を地域の財産として継承していくため、温泉部会を立ち上げて活動しています。

今年度は、住民に協議会を周知するため「協議会って何のこと?」と題して広報チラシを作成し、地域のみなさんとともにまちづくりを進めています。「やってみよう」を合言葉に、高齢者向けスマホ教室や親子のヨガ教室も実施します。また、老朽化した楠銀天街のアーケードの課題解決に向けて取り組むために検討委員会を立ち上げ、まちの将来を考えた具体的な取組や方向性を検討していきます。



◎ 自治連携課 ☎21-1125